

## ～消費者注意情報～

**仮想通貨取引？SNS広告権利？…内容がよくわからない投資勧誘に注意！**

～実態が不明な投資の勧誘に関する相談が寄せられています～

(平成27年9月14日)

**相談事例1 これからは「仮想通貨の時代」になるらしい？**

『仮想通貨リップルコイン』に投資する権利について書かれた書類が封書で送られていないかと、複数の業者から電話があった後、郵送で書類が届いた。開封してみると「特別に選ばれた100人の権利者のうちの一人である。リップルコインに投資すれば何倍もの利益になる」と書かれていた。内容をすっかり信じ込んでしまい、数回に分けて350万円を現金で渡してしまった。だまされているのだろうか。(80歳代 男性)

**相談事例2 「SNS広告の権利」で儲けることができるらしい？**

知人から「SNSの広告の権利に投資しないか。投資額の何倍にもなる」と勧誘された。ある東南アジアの会社が運営するSNSの広告掲載権利に投資すると「クーポン」が配布され、その「クーポン」を売却することで利益がでるらしい。本当だろうか。(70歳代 男性)

**ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス****★ 「仮想通貨」、「SNS広告」…投資の仕組みは知っていますか？**

「仮想通貨」や「SNS広告」という言葉を新聞やテレビで見たり聞いたりしたことはあると思います。しかし、これらを利用した「投資」の仕組みについてはどうでしょうか。

実態が不明であったり、利益の発生する仕組みやリスクなどについて理解できない投資は避けましょう。

**★ 利益を強調する投資勧誘には注意しましょう**

投資勧誘のなかには、投資額の何倍もの利益が確実に出る、といったセールストークがあるようですが、リスクもなくそのような利益が発生することはありません。利益を強調する勧誘には応じないようにしましょう。

**★ 少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！**

取引内容や事業者の不審な点がある場合などには、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターには、高齢者を狙った悪質な勧誘に関する相談が多く寄せられています。高齢者の場合、本人が被害に気付いていない場合もあります。ご家族や周囲の方が被害に気付いた場合にもご相談ください。

東京都消費生活総合センター：03-3235-1155(相談専用電話)

**「高齢者被害特別相談」を実施します！****【日時】 9月15日(火曜)・16日(水曜)・17日(木曜) 午前9時～午後5時****【相談電話番号】**

高齢者被害 110番 03(3235)3366

高齢消費者見守りホットライン 03(3235)1334 (ご家族、ホームヘルパー等からのご相談)